令和5年度第1回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和5年5月23日(火) 午後3時00分から 302会議室

2 出席者(5名)

出 席 者 古川会長、佐々木副会長、萩生田委員、脇田委員、寺澤委員 事 務 局 藤浪総務部長、櫻田総務契約課長、山田契約係長、新見主任、佐藤主事

3 議題

(1)審議事項

- ①多摩市公契約審議会への諮問(令和6年度労務報酬下限額等)について *事務局が資料1にて内容説明。
 - ○意見等
 - ・特になし。
 - ○審議結果
 - ・資料1の諮問を受けて令和5年度も検討を行っていく。

②公契約条例施行後の実施状況の検証について(アンケート集計結果)

*事務局が資料2にて内容説明。

○意見等

- 委員 アンケートの回収率が悪いのはなぜなのか。市の仕事を受注している 限り回答するべきものと考えている。
- 事務局 実施期間は約一ヶ月程度設けたが、年度入替え等業者の皆様が忙しかったのではないかと考えている。
- 委員 公契約条例とは関係なく、業者努力として既に労務報酬下限額以上の 給与水準を満たしているという業者の意見がある。労務報酬下限額を 満たしていれば、公契約とは関係ないというような状態に、業者がなっ ているのではないか。
- 委員 多摩市では2年に一度、職員向けに公契約条例について学ぶ研修があると聞いているが、公契約条例の趣旨・目的を広める意味でも業者向けにそういった場を設けるほうが良いのではないか。

- 会 長 発注の次期が偏ることなく、年間を通じて平準化しているという意見 が出ているが、大変良いことである。公契約条例が多摩市職員へも浸透 されており、その結果がアンケートにも反映されているのではないか。
- 委員以前は特定の業種の方々から労務報酬下限額を決めるのは困るという 意見が中心であったが、近年はそういった意見は無くなっている。公契 約条例を何のためにやっているかが分からないという意見もある中で、 難しいとは思うが効果の見える化をしたほうがよいのではないか。
- 会 長 公契約条例は労働者の賃金確保だけでなく、正当な賃金を支払う業者 のための制度であり、不当なダンピング受注を防止する制度である。公 契約の目的・趣旨を業者に周知していく必要があり、アンケートの内容 もそれに応じて変更する必要があるのではないか。

○審議結果

- ・次回のアンケート実施について、今回出た意見を踏まえて検討していく。
- ・アンケート結果・意見等も踏まえ、次回以降議論していく。
- ・業者に公契約条例の趣旨・目的をどのように周知していくか検討していく。
- ③令和4年度多摩市公契約審議会からの答申における課題点・改善点について *事務局が資料3にて内容説明。

○意見等

会 長 アンケート内容や、委員の方々の意見から「5 公契約条例の周知の方法について」公契約条例の意義・役割についてPRの方法を強める必要があるのではないか。

○審議結果

- ・資料3のとおり、検討が必要な項目について、引き続き議論していく。
- ・「5 公契約条例の周知の方法について」文言を追加し、議論していく。

④令和6年度の労務報酬下限額等について

*事務局が資料4・5・6にて内容説明。

○意見等

特になし

○審議結果

2回目以降は資料4・5・6に基づき議論を行っていく。

(2)報告事項

①令和5年度公契約対象案件の状況について

*事務局が資料7にて内容説明。

○意見等

特になし

②令和5年度公契約審議会関係スケジュール

*事務局が資料8にて内容説明。

○意見等

特になし

③その他

○意見等

特になし

4 閉会